

脱炭素・GREEN×EXPO推進・
みどり環境・資源循環委員会
令和8年2月12日
みどり環境局

市第115号議案 横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部改正の概要

～新吉田ふれあい公園における分区園の設置と指定管理者による管理～

1 改正の理由

新吉田ふれあい公園は、令和9年度に港北区に開園予定の農園付公園です。
有料施設（分区園）を設置するとともに、当該公園の管理を指定管理者に行わせるため、横浜市公園条例を一部改正します。

2 改正の内容

- (1) 有料施設を規定する別表第1に、同公園の分区園を追加
- (2) 指定管理者による管理運営対象を規定する別表第2の2に、同公園を追加

3 施行期日

令和9年4月1日

4 スケジュール（予定）

令和8年4月～ 指定管理者の募集、附属機関による指定候補者の選定
令和8年12月 令和8年第4回定例会において指定管理者の指定議案を提出
令和9年4月1日 同公園を開園、指定管理者による管理運営開始

【参考】公園の概要

所在地：港北区新吉田東四丁目17番 種別：近隣公園 公園面積：約9,922㎡
予定施設：分区園（個人用：35区画・12㎡、団体用：2区画・24㎡）
協働農園（1区画・40㎡）、倉庫棟、展望広場 等